

# 就実大学・就実短期大学

## 修学の支援に関する確認申請書

就実大学・就実短期大学は大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)による修学支援の対象機関に認定されました。

「高等教育の修学支援新制度」とは、機関要件を満たす教育機関に在籍し、支援対象の要件を満たす学生に対し「授業料及び入学金減免」「返還を要しない給付型奨学金」を行う新たな経済的支援制度です。

また対象機関の設置者は、毎年6月末日までに更新確認申請書を文部科学省に提出し、同申請書をインターネットにより公表することとされています。

本学は昨年度に引き続き、文部科学大臣に対して機関要件の更新確認申請を行い、以下の通り申請書をホームページ上で公表いたしました。

8月下旬頃以降、文部科学省による確認通知、確認大学等の公表が行われる予定となっております。今後も継続して、本学の学部学生に「高等教育の修学支援新制度」を利用していただけるように、毎年更新確認申請を行って参ります。

※制度の概要は文部科学省HP高等教育の修学支援新制度をご参照ください。

### 本学の申請内容

大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書

#### ■ 就実大学

- [2025年度](#)
- [2024年度](#)
- [2023年度](#)
- [2022年度](#)
- [2021年度](#)
- [2020年度](#)
- [2019年度](#)

#### ■ 就実短期大学

- [2025年度](#)
- [2024年度](#)
- [2023年度](#)
- [2022年度](#)
- [2021年度](#)
- [2020年度](#)
- [2019年度](#)